

国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）

令和5年3月10日

文化審議会国語分科会

国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）

（令和5年3月10日 文化審議会国語分科会）

はじめに

文化審議会国語分科会国語課題小委員会では、今後5～10年ほどを見通しつつ、国語分科会として取り組むべき国語施策における課題について審議してきた。

第21期においては、「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）」（令和4年3月8日）を示した。この中では、国語施策の経緯を概観するとともに、日本語を用いたコミュニケーションを難しくする支障が、現在、どのような場合に生じているのかを整理した。その上で、国語分科会で今後取り組むべき課題の候補として、次の各事項を提示した。

1 現行の内閣告示に関するもの

- (1) ローマ字のつづり方に関する整理
- (2) 外来語の表記に関する検討
- (3) 常用漢字表の在り方に関する検討

2 新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの

- (1) 語彙に関する施策の検討
- (2) 専門用語（外来語を含む）の扱いに関する指針の検討

3 提言等を行うことについて検討すべきもの

今期はこれらを更に整理し、国語分科会で今後具体的に検討すべき課題とその際に留意すべき点について、後述のとおり取りまとめた。以下、

- 1 ローマ字のつづり方に関する検討
- 2 外来語の表記に関する検討
- 3 語彙に関する施策の在り方の検討
- 4 用語全般の扱いに関する指針等の検討
- 5 国語に関する社会的問題の把握と整理
- 6 国語に関する社会的問題をめぐる提言等の検討

の順に説明する。

なお、1及び2は表記に関する課題、3及び4は語彙に関する課題、5及び6は社会状況への対応として示すものである。

国語分科会で今後取り組むべき課題

1 ローマ字のつづり方に関する検討

ローマ字のつづり方に関して、ローマ字がどのような場面でどのように用いられ、どのような混乱が生じているのか、実態を調査し把握する。その上で、それぞれのつづり方の特徴や意義などを整理し分かりやすく示すとともに、今後の社会生活に資するため、統一的な考え方を示すことも視野に検討する。

(1) ローマ字のつづり方に関する経緯

ローマ字によって国語を書き表すことについては、明治期に入ってから識者の間で盛んに議論されるとともに、旧文部省においても検討が行われるようになった。ヘボン式、日本式と呼ばれるつづり方のそれを推奨する勢力があったが、昭和5年に設置された臨時ローマ字調査会における検討の結果、昭和12年9月に内閣訓令第3号「国語ノ羅馬字綴方統一ノ件」の公布に至った。ここに示されたつづり方は日本式を基にヘボン式の一部を取り入れたもので、現在も訓令式として知られている。

戦後間もない昭和22年、小学校の一部においてローマ字教育が開始され、翌23年には文部省に置かれたローマ字調査会（その後、ローマ字調査審議会を経て国語審議会に統合）で、ローマ字による表記の在り方が改めて検討されることになった。審議の結果、28年に国語審議会は「ローマ字のつづり方の単一化について」を建議、これを基に翌29年、[「ローマ字のつづり方」](#)が内閣告示・内閣訓令として実施され現在に至っている。

「ローマ字のつづり方」は、第1表に訓令式の表記体系を、第2表にヘボン式（上段5行）と日本式（下段4行）のつづり方を示すものである。「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方による」とする一方、第2表は「にわかに改めがたい事情にある場合に限り」用いるとしている。

(2) ローマ字使用の現状

明治から昭和20年代までのローマ字つづりに関する議論は、日本語の表記において、漢字仮名交じりの代わりにローマ字を用いる場合を想定したものであった。現行の「ローマ字のつづり方」も、本来、母語としての国語を日常的に書き表すためのよりどころである。しかし、ふだんから国語をローマ字で表記する習慣が定着しているとは言い難い。

一方、人名、地名、駅名、店名等を、漢字や仮名と併せて又は単独でローマ字により表示することは、社会生活において広く行われている。ただし、その際に用いられているのは、ヘボン式であることが多い。ただし、「ヘボン式」と呼ばれるつづり方には幾つかの考え方があり、そのうちには内閣告示の第2表にはないつづり方を用いるものもある。分野によっては、内閣告示とは異なる書き方を含むヘボン式を採用し、使用すべきつづりとしてルール化している場合もある。

なお、本来のローマ字のつづり方とは性質が異なるものの、情報機器を使用する際の「ローマ字入力」が広く行われている。[令和3年度国語に関する世論調査](#)の問7で、「情報機器で日本語を入力するとき、ローマ字入力を使いますか。」と尋ねた問い合わせに対し、「よく使う」(42.9%)と「時々使う」(11.8%)を合わせた「使う（計）」と回答した人は54.7%であった。

(3) 学校教育との関係

ローマ字のつづり方について検討するに当たっては、学校教育におけるローマ字の扱いについて留意する必要がある。戦後すぐに始まったローマ字教育は、昭和33年から必修となり現在に至っている。

現在、小学校の教育課程においては、第3学年の国語科で「日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くこと」を学習することとなっている。小学校学習指導要領解説国語編は「ローマ字の表記に当たっては、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示）を踏まえることとなる。ここで、「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方によるものと」し、「従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によても差し支えない」とこととされている」と説明している。実際、各教科書会社が発行している教科書でも、第1表のつづり方を主として取り上げている。

また、児童それぞれが情報機器を使用できる環境が整い、ローマ字入力を行う機会も生じている。学習指導要領においても、国語科でのローマ字の指導に当たって、総合的な学習の時間における学習との関連が図られるよう、「コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること」としている。

さらに、小学校における外国語活動及び外国語科についても意識しておく必要がある。ローマ字のつづり方について、小学校学習指導要領解説外国語活動・外国語編では、「高学年の外国語科においては、国際的な共通語として英語を使用する観点から、できるだけ日本語の原音に近い音を英語を使用する人々に再現してもらうために、第2表に掲げた綴り方のうち、いわゆる「ヘボン式ローマ字」で表記することを指導する」と説明している。外国語科の教科書には、内閣告示の第2表にはない考え方（長音記号を用いない書き方、「b」「m」「p」の前の撥音（ン）に「m」を用いる書き方、等）を含んだローマ字つづりを用いているものも見られる。

以上のとおり、小学校においては国語科でのローマ字学習以外にも、いわゆるアルファベット文字を学び活用する機会が生じている。国語施策の観点から、学校教育の基盤となっている現行の内閣告示を点検し、それぞれのローマ字のつづり方における目的、意義、使い分け等について、改めて整理することが望ましい。

(4) 検討上の留意点

審議を進めるに当たっては、社会生活におけるローマ字使用の実態について広く調査し、混乱が生じていないかを的確に把握した上で、これからローマ字使用に関する統一的な考え方を示すことも視野に入れて検討することが望ましい。

調査においては、ヘボン式と呼ばれるつづり方が社会生活上広く用いられていることが改めて明らかになると予想される。ただし、訓令式のつづりについては、一般に表立って用いられることが少ないとても、頭の中で無意識のうちに活用されている可能性があることを踏まえ、その意義について十分に検討する必要がある。具体的には、規則性が高く、日本語の五十音の体系を学ぶ上で母語話者非母語話者を問わず有用であること、情報機器へのローマ字入力における効率的なタイピングの方法に比較的近いことなどが挙げられる。

2 外来語の表記に関する検討

「[外来語の表記](#)」(平成3年内閣告示第2号)の実施から30年以上が経過した。外来語は、増加の一途をたどっており、外来語の表記に関する状況にも変化が生じている可能性がある。調査によって現状を把握し実態を整理した上で、手当てが必要な状況にあることが明らかになった場合には、見直しを行うことが考えられる。

(1) 外来語の表記に関する施策の経緯

外来語の表記に関する考え方を示されたのは、昭和29年に当時の国語審議会が「外来語の表記」を表記部会報告として示したのが最初である。ここでいう「外来語」とは、主として欧米語から国語に取り入れた言葉であった。同報告は、外来語はその範囲の認定の点からも、また、その書き表し方の上からも、種々の問題を含み整理統一することは容易ではないとしながら、表記における19の原則を示した。この報告は内閣告示などの措置には進まなかったが、その後長く、公用文、新聞、雑誌、放送などによって参考とされることとなった。

昭和29年の報告が次第に実状と合わなくなつたため、平成3年に国語審議会は約4年間にわたる審議を経て「[外来語の表記](#)」を答申し、その内容が内閣告示として実施された。ここでは、在来の国語の音のほかに、(1)言い分け聞き分けの上で余り無理がなく、外来音として国語の中に入っていると考えられるものに対応する仮名、(2)言い分け聞き分けの上では十分安定していないが、外来音としてある程度国語の中に入っていると考えられるものに対応する仮名を取り上げている。社会一般における使用状況を反映し、昭和29年の報告では「なるべく用いない」としていた表記の一部、「シェ、ジェ」「ティ、ディ」などを「国語化の程度の高い語」を書き出すための仮名として示した第1表に位置付けたほか、「国語化の程度がそれほど高くない語、ある程度外国語に近く書き表す必要のある語」に用いる仮名として示した第2表には、「イエ」「クイ」「ツイ」など多くの表記を新たに示している。

(2) 外来語の表記をめぐる現状

平成3年以降も外来語は増加の一途をたどっており、更に増えていくことが予想される。特に、各分野において最新の概念や事物を表すために取り入れられる用語は、多くの場合外国語に基づいている。それらの導入によって、国語の中に現行の「外来語の表記」が取り上げていないような新たな音が入ってきており、どのように日本語の仮名で書き表すかという基準について、現行の「外来語の表記」によるだけで十分であるのか、新たな対応が必要となっているのかという問題についても検討の余地がある。

また、これまでの「外来語の表記」は原則として欧米語を対象としてきたが、欧米以外に由来する固有名詞、人名、地名などに触れることが多い。かつてはなじみの薄かった外国語の音が日本語に入ってきたときに、どのように日本語の仮名で書き表すかという基準について、現行の「外来語の表記」によるだけで十分であるのか、新たな対応が必要となっているのかという問題についても検討の余地がある。

加えて、外来語の表記の揺れとそれに伴う意味の使い分け（例：「プラットフォーム／プラットホーム」）などが、特に外国語として日本語を学ぶ人にとって分かりにくいものとなっているとの指摘もある。

(3) 検討上の留意点

外来語の表記に関する整理に当たっては、まず、現状を広く調査することが必要である。その

際には、表記だけでなくどのように発音されているのかを併せて捉えることが望ましい。

また、「外来語の表記」は「特別な音の書き表し方については、取決めを行わず、自由とする」こととしている。実態調査の結果、外国語由来の新しい音が国語に入ってきてていることが明らかになった場合にも、それが「特別な音」であるのか、新たな仮名として位置付けるべきものであるのかを慎重に判断する必要がある。

加えて、従来の施策は外来語のそれぞれについて一定の書き表し方の目安を定めようとするものではない。各外来語の表記について一定の基準を示したり、語の表記に関するリストを作成したりすることについては、その意義について十分に検討すべきである。

3 語彙に関する施策の在り方の検討

国語施策における語彙の扱いに関して検討するため、語彙を身に付けることに資するという観点から、常用漢字表の在り方を整理することが考えられる。

(1) これまでの国語施策における語彙の扱い

国語施策は、語彙に関する目安やよりどころについて直接的な検討を行うことはなかった。しかし、これまでの成果のうちには語彙に関連する情報を多分に含んだものがあり、国語施策として語彙の問題を扱うための下地が、少しずつ作られてきた面がある。なお、ここにいう「語彙」は、日本語によるコミュニケーションを円滑にするために身に付けておくことが望ましい語の集合といった意味で用いている。

例えば現行の常用漢字表の本表においては、字種・音訓ごとに語例が挙がっており、それぞれの常用漢字についてどのような語を挙げるかという観点から語彙的な分析がなされていると言える。付表に示された熟字訓も、語として示されているものである。この点に関連して言えば、常用漢字は単漢字の出現頻度だけを基に選定されるものではない。字種や音訓の選定に当たっては、調査対象の漢字を含む文字列の頻度を計数する「出現文字列頻度数調査」を実施し、それぞれの漢字がどのような語や文脈において用いられているかについて踏まえている。

また、近年の国語分科会による報告、「分かり合うための言語コミュニケーション」「新しい「公用文作成の要領」に向けて」では、国立国語研究所の言い換え提案に言及する形で、語彙の運用についての考え方を示している。加えて、国語分科会が令和3年3月に取りまとめた「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」においても、重要な合意点として、漢字表記については、語の問題としても検討すべきであるという認識が共有されている。

(2) 語彙に関する観点による常用漢字表の在り方の整理

平成22年の常用漢字表改定から10年余が経過した。この改定は、情報化の進展に伴う情報機器の普及が人々の言語生活、とりわけ、その漢字使用や用いる語彙に大きな影響を与えていたことをきっかけとしたもので、196字が追加され5字が削除された。かつては手書きすることが前提であった漢字は、いまや読み方を知った上で正しく選択できれば使えるものとなっているとも言える。こうした漢字使用の状況を反映したのが現行の常用漢字表であり、その基となった「改定常用漢字表（平成22年6月 文化審議会答申）」は「漢字表に掲げるすべての漢字を手書きできる必要はなく、また、それを求めるものでもない」としている。ただし、この点は十分に周知されているとは言えず、現在も各種試験等において手で書くことを求められる場合がある。

さらに、同答申は追加字種の選定における観点の一つとして、「漢字仮名交じり文の「読み取りの効率性」を高める」を示し、追加字種のうちに「読む」ことに重点を置いて採用された漢字が含まれていることを示唆している。この観点によって追加された漢字の多くは、社会生活において必要とされる語彙でありながら、かつて、いわゆる交ぜ書きをされることの多かったもの（「真摯」の「摯」、「精緻」の「緻」など。）に対応したものである。常用漢字の多くは高い造語力を持ち出現頻度の高い漢字であるが、日本語の文章をより読み取りやすくするという観点から、特定の語に用いられるようなものも含まれている。

以上のように、現行の常用漢字表については、いまだに全てを手で書くことを求められる場合があることや、特定の語に用いられる漢字が読み取りやすさの観点から追加されたことなどによって、学習者の負担となっているおそれがあるとの指摘もある。

例えば、語彙習得に資する観点から、それぞれの漢字がどのような語を作るかに基づき、常用漢字表の中に、使用頻度が高く多くの語の構成要素となる基礎的な漢字の集合を更に定めること、また、「手で書けるようにすべき漢字／情報機器で適切に選択し活用できるようにすべき漢字」といった分類を行うことなどを検討することが考えられる。こうした工夫は、学校教育での漢字・語彙の習得や日本語を母語としない人々が日本語を学ぶ際にも役立つ可能性がある。

（3）検討上の留意点

検討に当たっては、常用漢字表が果たしている役割を改めて確認するためにも、書籍やウェブサイト等、社会における使用状況を調査するとともに、常用漢字がどのような語彙に用いられているかを把握する必要がある。加えて、児童生徒を含む人々における常用漢字に関する実際の理解度や定着度を把握することが望ましい。

また、常用漢字表は使用の目安とされながらも、社会生活における漢字使用の状況を醸成してきた面がある。常用漢字で書けるが、一般に仮名表記の方が定着していると考えられる語や、多くの人にとって身近で読める語であっても使われている漢字が常用漢字表にない（音訓も含む。）ため、仮名書きやいわゆる交ぜ書きが行われているものがある場合、それらの語彙をどのように扱うべきかを含めて検討すべきである。その際には、国語に関する世論調査を活用するなどして、漢字使用に関する国民の意識を調査することも必要である。

なお、身に付けるべき語彙は、年代、生活様式、分野ごとに異なり、時間の経過とともに変化していくものである。語彙の問題を扱うに当たっては、慎重な検討が求められる。

4 用語全般の扱いに関する指針等の検討

国語施策の観点から、用語全般の扱いに関する課題について整理した上で、指針等の作成について検討することが考えられる。

（1）専門用語をめぐるコミュニケーションの在り方

専門家同士で使われていた用語が、そのまま一般の人々に向けても使用される場合が増えている。かつて、学会や専門誌などで使われる言葉を一般に向けて示す際には、言い換えや説明を付けるなどの配慮をするのが通例であった。しかし、インターネットを介した情報交換が主となった現在においては、専門家と非専門家の境界が実感されにくくなり、一般の人に向けての情報発信という意識が薄いままで、専門用語を用いているおそれがある。また、これら専門用語のうち

には外来語が多く含まれる傾向もある。

こうした状況を踏まえ、今後、各分野において、専門用語に関するコミュニケーションのための方策が検討されることが期待される。一般向けに示す情報において、言い換えや説明を付けるなどの配慮をどのように行うかについて、参考とするための基本的な考え方や手順等を、国語施策の観点から示すことが考えられる。

これに関連して、大規模な自然災害の発生や感染症の広がりなど、非常事態の初期段階における用語の問題がある。状況の緊急性のために、他の言葉への言い換えなどの検討が十分に行えないまま、国民に対する重要な情報の伝達に専門用語や外来語をそのまま使わざるを得ないような場合がある。迅速な対応が求められる状況にあって、一般に向けてどのような言葉を選びどのように周知していくのかも検討の対象となり得る。

検討に当たっては、医療、エネルギー、環境、防災、法律など、国民生活にとって特に必要性の高い分野を取り上げ、それぞれの専門家を交えて議論することが望ましい。例えば、ある分野における既存の専門用語集を用いて、一般向けにも使うことのできる語と、一般向けには使わないことが望ましい語に分類する際の目安となる考え方を整理し、ほかの分野にも応用可能な形で提示するといったことが考えられる。

(2) 配慮ある用語の在り方

ここにいう配慮ある用語とは、その使用の目的や場面、状況と調和すること、また、用語の影響を受ける人たちの立場や気持ちに沿うとともに、できるだけ多くの人々が受け入れられる表現であることを指す。

既に社会において定着している用語をよりふさわしいものとするために再検討する際の、また、病気や災害、それらに関連するような用語を定めるに当たっての考え方や方針を、様々な分野に応用可能な形で整理することが考えられる。

配慮ある用語の在り方に関する取組の代表的なものとして、平成16年以降に実施された「認知症」という用語への言い換えが挙げられる。「認知症」への言い換えが定着した要因として、最前線の研究者を中心として、官公庁、医療・福祉関係者などが議論に参加するとともに、検討の結果を速やかに法律や施策に反映させる体制が準備されていたことが指摘できる。

(3) 検討上の留意点

用語について検討する際には、提案が実際に活用されるように進めることが重要である。国語施策という観点から検討する以上、一定の方面にのみ資する議論にとどめるわけにはいかないが、具体的な分野における専門家と連携し協力を得ながら審議を進めることが望ましい。

また、検討に当たっては、国立国語研究所による「「病院の言葉」を分かりやすくする提案」(平成21年3月) や「「外来語」言い換え提案」(平成18年6月)などの先行する取組を参考にし、より有効な方法を追求すべきである。

5 国語に関する社会的問題の把握と整理

国語に関して新たに生じている社会的問題を把握するとともに、国語施策の観点から整理しておくことが考えられる。

(1) 国語をめぐるコミュニケーション上の課題

令和4年3月に文化審議会国語分科会が「審議経過の整理」として示した「国語に関するコミュニケーション上の課題」では、日本語によるコミュニケーションにおける支障がどのような場合に生じているかを検討し、「国際化」「情報化」「多様化」「専門家・細分化」によって生じている課題、加えて「教育」「言葉のふさわしさ」(この報告では「ふさわしさ」に代え「配慮」という語を用いた。)に関する課題という全6観点からの整理が行われた。

この報告で既に示した「1 ローマ字のつづり方に関する検討」「2 外来語の表記に関する検討」「3 語彙に関する施策の在り方に関する検討」「4 用語全般の扱いに関する指針等の検討」の四つの検討課題も、上記6観点に横断的に関わる形で指摘されていたものである。

(2) 社会の変化によって生じている今日的な問題

また、国語分科会は、国語に関する今日的な社会問題というべき課題にも注目している。例えば、コミュニケーション様式の変化やSNSの普及などにより、これまでの書き言葉が大きく変化したり言葉が社会的な分断の要因となったりするような状況が生じていないか、また、外国語によるコミュニケーションの必要性が重視されるようになる中で、国際的に通用する言語としての日本語をどのように普及し確かなものとしていくべきか、さらには、日本語を母語としない人々を広く受け入れていく上でどのような施策が必要であるか、といった点である。

これらに限らず、今後の社会状況を観察しながら、国語に関する課題のうち、多くの人に影響するような社会的問題がないかを見極めていく必要がある。その上で、国語に関する世論調査等を活用して実態を把握しつつ、国語施策の観点から問題を整理しておくことが考えられる。

6 国語に関する社会的問題をめぐる提言等の検討

国語に関する新たな社会的問題の把握と整理を踏まえ、その解決に向けて、何らかの提言を行うことができるか検討することが考えられる。

(1) 国語に関する社会的問題の解決に向けた提言の検討

5で取り上げた国語に関する新たな社会的問題の把握と整理を踏まえ、それらの解決に寄与するような提言を行うことについて検討することが考えられる。その際には、「国語の改善及びその普及」という文化審議会国語分科会の設置目的のとおり、言葉によって社会のつながりを強め、日本語を用いるコミュニケーションをより円滑なものとするという観点に立脚した議論が必要となる。

(2) これまでの提言

国語施策は、主に表記に関する目安・よりどころ、公用文の書き表し方や敬語・敬意表現の使い方に関する考え方などを示してきた。それらとともに、かつての国語審議会や文化審議会国語分科会は、以下に例示するように、社会的状況等に関する提言としての意味合いを持つ答申や報告を残しており、今後の審議においても参考にできる。

[「現代の国語をめぐる諸問題について」\(平成5年 国語審議会報告\)](#)

[「国際社会に対応する日本語の在り方」\(平成12年 国語審議会答申\)](#)

[「これから時代に求められる国語力について」\(平成16年 文化審議会答申\)](#)

[「分かり合うための言語コミュニケーション」\(平成30年 文化審議会国語分科会報告\)](#)

参考資料

文化審議会国語分科会委員名簿（第22期）

(敬称略・五十音順)

◎	石 沖 川 是 近 西 佐 島 仙 滝 田 戸 中 永 長 成 西 根 浜 福 札 古 前 ま 真 松 むら 村 むら 村 めん 毛 もり 森 やま 山 よし 善	いし おき かわ これ こん さい さ しま せん たき た と なか なが なが なり にし ね はま ふく ふだ ふる まえ ま まつ まつ むら むら むら めん もり やま やま よし 善	黒 森 瀬 川 藤 條 藤 田 田 浦 中 田 え 田 やま 山 かわ 川 むら 村 ぎし 岸 だ 田 の 野 た だ じま 嶋 おか 岡 かみ 上 た 田 じゅ 受 やま 山 ぐち 口 もと 本	けい や ゆ み 夕 あや 彩 き 武 歩 のり 徳 武 眞 牧 佐 有 良 和 祐 一 村 雅 麻 由 寛 徹 直 潤 洋 政 春 敏 卓 修 久	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授 二松学舎大学特別招聘教授、立教大学名誉教授 株式会社テレビ朝日アスク取締役 国立社会保障・人口問題研究所国際関係部部長 昭和女子大学教授 東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系教授 株式会社大学書林代表取締役社長 武藏野大学グローバル学部教授 公益財団法人しまね国際センター多文化共生推進課長 放送大学教授 明治大学国際日本学部教授 公益社団法人国際日本語普及協会専務理事 俳優、作家 広島大学大学院教授 一般財団法人日本国際協力センター国際協力推進部部長 共同通信社編集局企画委員 学校法人文化学園文化外国语専門学校副校長 東京外国语大学大学院総合国際学研究院教授 京都教育大学教授 法政大学文学部心理学科教授 国際高等専門学校教授 東京大学大学院人文社会系研究科准教授 学習院大学文学部教授 大阪大学名誉教授 岩手大学教授 公益社団法人日本文藝家協会常務理事 独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部部長 公益財団法人日本国際交流センター執行理事 早稲田大学文学学術院教授 学校法人瓜生山学園京都文化日本語学校顧問 鎌倉女子大学教授	
○						

(◎=分科会長 ○=副分科会長)

文化審議会国語分科会国語課題小委員会委員名簿（第22期）
(敬称略・五十音順)

いし	ぐろ	けい	石 黒 圭	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授
◎ 沖	もり	たく	や	森 頂也
かわ	せ	ま ゆ み	川 瀬 真由美	株式会社テレビ朝日アスク取締役
さい	じょう	み	き	西 條 美 紀
さ	とう	あゆ	む	佐 藤 歩 武
たき	うら	まさ	と	滝 浦 真 人
た	なか	まさ	ろう	田 中 牧 郎
なか	え	ゆ	り	中 江 有 里
なり	かわ	ゆう	いち	成 川 祐 一
ふく	だ	ゆ	き	福 田 由 紀
ふる	た	てつ	や	古 田 徹 也
まえ	だ	なお	こ	前 田 直 子
むら	かみ	まさ	ひこ	村 上 政 彦
○ 森	やま	たく	ろう	森 山 頂 郎
よし	もと	ひさ	こ	善 本 久 子
				鎌倉女子大学教授

(◎=主査 ○=副主査)

「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」の概要（案）

（令和5年3月10日 文化審議会国語分科会）

国語分科会で今後具体的に検討すべき課題は次のとおり。なお、1及び2は表記に関する課題、3及び4は語彙に関する課題、5及び6は社会状況への対応として示す。

1 ローマ字のつづり方に関する検討

ローマ字のつづり方に関して、ローマ字がどのような場面でどのように用いられ、どのような混乱が生じているのか、実態を調査し把握する。その上で、それぞれのつづり方の特徴や意義などを整理し分かりやすく示すとともに、今後の社会生活に資するため、統一的な考え方を示すとともに視野に検討する。

2 外来語の表記に関する検討

「外来語の表記」（平成3年内閣告示第2号）の実施から30年以上が経過した。外来語は、増加の一途をたどっており、外来語の表記に関する状況にも変化が生じている可能性がある。調査によって現状を把握し実態を整理した上で、手当てが必要な状況にあることが明らかになった場合には、見直しを行うことが考えられる。

3 語彙に関する施策の在り方の検討

国語施策における語彙の扱いに関して検討するため、語彙を身に付けることに資するという観点から、常用漢字表の在り方を整理することが考えられる。

4 用語全般の扱いに関する指針等の検討

国語施策の観点から、用語全般の扱いに関する課題について整理した上で、指針等の作成について検討することが考えられる。

5 国語に関する社会的問題の把握と整理

国語に関して新たに生じている社会的問題を把握するとともに、国語施策の観点から整理しておくことが考えられる。

6 国語に関する社会的問題をめぐる提言等の検討

国語に関する新たな社会的問題の把握と整理を踏まえ、その解決に向けて、何らかの提言を行うことができるか検討することが考えられる。